

農福連携商品自動販売機設置業務委託に係る企画提案募集要項

1 企画提案を求める業務の概要

(1) 提案を求める理由

障害のある方が夢や希望を持ち、住み慣れた地域において自立した生活を送るためには、就労を通じた社会参加を実現するとともに経済的基盤の確保を図る必要があり、県では、障害者の働く場の拡大や工賃向上を目指す障害者就労施設と、高齢化等による労働力不足に悩む農業者のマッチングなどを支援する農福連携の取組を推進している。

近年では農福連携により生産された農産物や加工品が数多く生み出されており、これら農福連携商品のブランド化を推進し販路拡大を図ることが、障害者の工賃向上につながると期待される。

については、障害者施設や農業者の間で行われている農福連携の取り組みにより生産された農産物及びそれらを加工した商品を販売する自動販売機を設置し、農福連携商品の魅力を紹介するとともに、誰もが気軽に購入できる仕組みを作ることで、農福連携商品の購買意欲を喚起し、農福連携に対する県民の認知度向上や、障害者の工賃向上に資することを本業務の目的とする。

(2) 業務名

農福連携商品自動販売機設置業務

(3) 業務の仕様等

別紙「農福連携商品自動販売機設置業務委託に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 契約期間

契約を締結した日から令和5年3月31日（金）まで

(5) 予算上限額

3,740,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

(6) 選定スケジュール

令和4年6月27日（月）	募集開始
令和4年7月 1日（金）	質問票受付期限
令和4年7月 1日（金）	参加資格確認申請書提出期限
令和4年7月11日（月）	企画提案書提出期限
令和4年7月14日（木）	選考委員による審査
令和4年7月19日（火）	審査結果通知

2 企画提案の参加資格

企画提案への参加を希望する者は、参加資格を有することを証明するため、企画提案参加資格確認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出し、企画提案参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 企画提案参加資格

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更正手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- ④ 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- ⑤ 過去5年以内に、本業務と類似の業務を実施した実績を有する者であること。
- ⑥ 消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

(2) 申請書に添付する書類

申請書に次のものを添付（正本1部）すること。

- ① 誓約書（様式第2号）
- ② 会社概要等整理票（様式第3号）
会社概要等紹介のパンフレット等がある場合は、それを添付すること。
- ③ 業務実績整理票（様式第4号）
- ④ 実施体制表（様式第5号）

(3) 提出期限

令和4年7月 1日（金）午後5時

提出は山梨県の休日を守る条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(4) 提出場所

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館1階
山梨県福祉保健部障害福祉課地域生活支援担当
電話番号（直通） 055-223-1461

(5) 提出方法

提出は、持参又は簡易書留、宅配等（配達記録が残る方法に限る）により行い、期限までに必着のこと。

(6) 結果通知

参加資格審査結果は、令和4年7月5日（火）に、すべての申請者に対し電子メールにて通知する。

3 質問

(1) 質問方法及び質問送付先

本企画提案実施要領及び仕様書に対し質問がある場合には、質問票（様式第6号）に記載の上、電子メールにて次の両宛先に送信すること。なお、電話による質問は受け付けない。また、質問を送信した場合は、電話にてメールの受信確認を行うこと。

山梨県福祉保健部障害福祉課地域生活支援担当宛

メールアドレス：shogai-fks@pref.yamanashi.lg.jp

件名：「農福連携商品自動販売機設置業務に係る質問（貴社名）」

(2) 受付期限

令和4年7月 1日（金）午後5時

※県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(3) 質問に対する回答

令和4年7月5日（火）午後5時までに山梨県福祉保健部障害福祉課ホームページに掲載する。

(4) 留意事項

- ・ 質問の内容は簡潔で分かりやすくすること。
- ・ 質問の内容についての確認をメール等にて行うことがあるので、その場合は速やかに確認の上、メールにて返信すること。

4 企画提案書

企画提案書（様式は任意）は、仕様書に基づき、別紙「農福連携商品自動販売機設置業務委託審査基準」の項目について記載し、次により提出すること。

(1) 企画提案書

仕様書や審査基準を参考に以下の項目を記載すること

- ・ 農福連携商品自動販売機の仕様
- ・ ラッピングデザインのイメージ
- ・ 農福連携商品自動販売機の設置を想定している場所
- ・ 運用方法
- ・ その他仕様書や審査項目に掲げる事項

(2) 見積書（様式は任意）

金額（消費税及び地方消費税を含む）及び積算内訳を記載すること。

※ 積算根拠は、項目ごとにできるだけ詳細に記載すること。

※ 見積額は、「1.（5）予算上限額」の範囲内とする。

(3) 提出部数及び提出方法

書面で「4.(1) 企画提案書」及び「4.(2) 見積書」を正本1部・副本7部提出するとともに、電子媒体として CD-ROM 等に格納し提出すること。

提出は、持参又は簡易書留、宅配等（配達記録が残る方法に限る）により行い、期限までに必着のこと。

(4) 提出期限

令和4年7月11日（月）午後5時

※県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(5) 提出場所

「2.(4) 提出場所」に提出すること。

5 審査及び結果通知

(1) 審査方法

- ① 農福連携商品自動販売機設置業務委託に係る企画提案審査委員会において、別紙「審査基準」に基づき、企画提案者の企画提案書等により書面で審査を行う。
- ② 審査の採点の合計により各提案者の順位を決め、第一位の者を委託業務実施候補者とする。
- ③ 最高得点の者が同点の場合、経費の見積等を総合的に判断し委託業務実施候補者を選定する。

(2) 結果通知

審査結果は、企画提案書の提案者全員に電子メールにて令和4年7月19日（火）に通知する。

(3) 企画提案の無効

得点が1位であっても、仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は契約締結候補者に選定しないことがある。

6 契約

審査の結果、最優秀提案者を受託候補者として交渉を行い、随意契約により契約を締結する。

ただし、受託候補者と協議が整わず契約の見込みがないとき、または、受託候補者が契約締結までの間に「2.(1) 企画提案参加資格」を満たさなくなったときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。

7 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は無効とする。

- ① 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- ② 所定の日時及び場所に企画提案書類等を提出しないとき。
- ③ 参加に際して事実と反する申し込みや提案などの不正行為があったとき。
- ④ 本実施要領に規定する参加資格を満たすことが確認された者が、その確認後において、次

のいずれかに該当するとき。

- ・ 本要領に規定する参加資格を満たさなくなったとき。
 - ・ 企画提案書類等に虚偽の記載をしたとき。
- ⑤ 2件以上の企画提案をしたとき。
 - ⑥ 見積書と積算内訳が合致しないとき。
 - ⑦ 予算上限額を超えた金額で見積書を提出したとき。

8 その他

- ① 企画提案において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- ② 契約保証金は免除する。
- ③ 参加表明後に企画提案書の提出を辞退する場合は、「辞退届出書（様式第8号）」を企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはしない。
- ④ 提出された企画提案書類等は返却しない。
- ⑤ 本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- ⑥ 配置予定者の変更は、業務完了まで病休・死亡・退職等の事務局が認める理由のほかは認めない。
- ⑦ 契約の受託候補者として特定された後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- ⑧ 選定された企画提案書類等の内容については、協議の上、本業務の仕様書に反映する場合がある。
- ⑨ 参加表明及び企画提案に関する説明会は行わない。
- ⑩ 災害等、不測の事態が生じた場合は、本業務に関する手続きを中止又は延期することがある。
- ⑪ 農福連携の取り組みや農福連携商品については、山梨県ホームページ等を参照すること。